

税制改正について・・・その実施時期・・・

毎年度行われる税制改正ですが、その改正された内容の実施時期はマチマチです。

今回は、過去3年分の税制改正の一部についてその実施時期をまとめてみました。

	税目	内容		実施年月
平成 22 年度 改正	所得・住民	年少扶養控除の廃止	子ども手当に伴い	23年分から実施済み
	所得・住民	16～18才の特定扶養控除の上乗せの廃止	25万円加算の廃止	23年分から実施済み
	所得・住民	生命保険料控除の改正		24年分から実施済み
平成 23 年度 改正	所得・住民	上場株式の譲渡益・配当の軽減税率の延長	所得税7%住民税3%	25年12月まで延長
	所得・住民	金地金の譲渡に係る支払調書		24年1月1日以降の譲渡から実施済み
	所得・住民	復興特別所得税		25年から25年間
	法人税	法人税率の引き下げ	30%から25.5%へ	24年4月1日以降 開始事業年度から
	法人税	中小軽減税率の引き下げ (所得800万以下について)	18%から15%へ	24年4月1日以降 開始事業年度から
	法人税	欠損金の繰越期間の延長	7年から9年へ	20年4月1日以降終了事業年度 に生じた欠損金額から実施済み
	法人税	復興特別法人税	法人税額の10%	24年4月1日以降開始 事業年度から3年間
平成 24 年度 改正	所得・住民	給与所得控除の見直し	給与収入1500万を超え ると上限245万	所得25年分・住民税26年度分から
	所得・住民	退職所得課税の見直し	勤続5年以下の役員等 について1/2課税廃止	所得25年分・住民税25年1月1日以後 支払われるべきから退職金から
	法人税	環境関連投資促進税制の拡充	太陽光発電設備等の内、一 定のものについて即時償却	24年4月1日から25年3月31日までに取得し て1年以内に事業の用に供した
	贈与税	住宅取得等資金に係る贈与税の非課税 の拡充・延長		24年1月1日以後に贈与により取得する 住宅取得等資金に係る贈与より実施済み
	その他	国外財産調書制度の創設	12月末に国外財産の合計 が5000万超の場合	26年1月1日以後に提出すべき支払調書より
	消費税	消費税率の見直し	5%から8%、10%へ	26年4月1日より8%、27年10月1日より10%

※相続税の基礎控除の引き下げの改正案は、まだ国会で承認されていません。